

新病院あり方検討支援業務委託
回 答 書

項番	業務名又は項目	質問事項	回答
1	共同参加の場合の評価について（一般競争入札説明書・各提案様式）	<p>共同参加する場合、体制等の評価は、代表者と構成員あわせた全体に対してなされるものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本入札には共同参加が認められていますが、共同参加を行った場合の評価について、資料2の提案評価項目の各項目は代表企業の評価になるのでしょうか。それとも項目によって共同参加者への評価も加わることになるのでしょうか（例：事業者の実績や従事者の実績等）。</p> <p>提案書に関する評価項目一覧について、共同での入札参加の場合共同提案先の実績も含めて記載することは可能でしょうか</p> <p>JVで応募する際は、「様式3～9、12、14～18」については、参加するすべての企業について提出する必要があるのでしょうか？</p> <p>JVで応募する際は、「様式3～12、14～18」については、参加する企業全体で評価（参加する企業の中で最も評点が高い評点を合算して評価）いただけるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご指摘を受け、様式1～20、23を修正しましたので、<u>共同参加するかどうかに関わらず修正後の様式をご使用ください。</u></p> <p>共同参加の場合、様式3～9、12、14～18については、共同参加の代表者について評価します。様式10については、本業務の共同参加の代表者が、同種・類似業務を受託した実績を評価します。当該業務を共同参加で受託した場合は、共同参加の代表者であった場合を評価し、その他の構成員であった場合は評価の対象外とします。</p>
2	入札額について（一般競争入札説明書）	入札価格について、最低制限価格などの低い金額に対する制限はございますか。	ありません。

項番	業務名又は項目	質問事項	回答
3	押印について（一般競争入札説明書）	入札書及び提案書に押印する印鑑について、箕面市入札参加資格登録を有しているものが提出する場合、法務局届出印による押印が必要になりますでしょうか。もしくは、いわゆる認印でも構いませんかでしょうか。	必ずしも法務局届出印である必要はありません。認印で結構です。
4	押印について（一般競争入札説明書）	提案書（様式3～20）には、押印する箇所の指定がありませんが、各様式の右上の応札者名を記載する箇所に、様式ごとに押印する形でよろしいでしょうか。またその場合、押印は正本のみとし、副本はその複写を綴じ込む形でよろしいでしょうか。	各様式の入札者名欄に押印してください。押印は正本のみとし、副本はその複写で結構です。
		5条：入札の方法（2）提案書（様式3～20）⇒「記名・押印のうえ提出しなければならない」とあるが、「正本1部・副本15部」のうち副本15部それぞれにも押印が必要なののでしょうか。または副本はコピーで対応可能なものなののでしょうか。	
5	特定提案の評価について（一般競争入札説明書）	特定提案の3項目について、事前に新箕面市整備基本計画（第1期）の内容の理解度が評価に影響を与えると考えてよろしいでしょうか	事前の理解度が評価に影響することはありません。
6	箕面市新市立病院整備審議会の開催予定について（仕様書）	いつ、何回開催される予定でしょうか。	令和3年1～3月の間に2回開催することを想定しています。
		「箕面市新市立病院整備審議会」の開催時期・回数 の目安がもしあれば、お示しいただくことはできませんでしょうか。	
		現時点で運営審議会の開催時期・回数が決まっていればお教えてください。もしくは見込み時期・回数をお教えてください。	

項番	業務名又は項目	質問事項	回答
7	箕面市新市立病院整備審議会の会議録について（仕様書）	会議録とは、会議内容の要旨をまとめた議事録との理解でよろしいでしょうか。もしくは、発言をすべて網羅した発言録でしょうか。	仕様書「4. 業務内容」（3）③における箕面市新市立病院整備審議会の会議録については、発言録及び会議の要旨をまとめた議事録を想定しています。なお、仕様書「4. 業務内容」（4）④における会議録についても同様です。
8	会議等への出席について（仕様書）	<p>関係者、関係機関等との会議等への出席、とありますが、具体的な想定はございますでしょうか。</p> <p>その他の出席が見込まれる会議や議会への対応について現時点でご要望がございましたらお教えください。</p>	現時点では、大阪府等の行政機関や、箕面市医師会等の関係団体との会議や打ち合わせを想定していません。
9	<p>「新箕面市立病院基本計画（第1期）策定業務委託報告書」の開示について（仕様書）</p>	<p>報告書を事前にご提供いただけないでしょうか。</p> <p>「業務にあたっては「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」等、当院が提供する資料を十分踏まえること」とあります。提案に際して、上記報告書の公表をお願いします。</p> <p>「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」については現時点で公開されていますでしょうか、公開されていたら URL などお教えいただければ幸いです。</p> <p>企画提案をさせていただくにあたり、「5. 業務の実施要件（1）」にあります「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」のご開示をお願い致します。</p>	<p>本業務の入札情報のホームページに掲載しますのでご確認ください。</p> <p>【市ホームページ】 https://www.city.minoh.lg.jp/hospital/arikata.html</p> <p>【当院ホームページ】 https://minoh-hp.jp/outline/bid/consideration.html</p>

項番	業務名又は項目	質問事項	回答
1 0	本業務の位置づけについて(仕様書)	<p>本業務にあたっては、「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」等、当院が提供する資料を十分踏まえること。とありますが、今回の業務は「基本計画（第2期）」に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」当院が提供する資料を十分踏まえることと記載がありますが、本業務では第1期の計画の続きの業務でしょうか、もしくは第1期の見直しも含めたあり方の検討でしょうか教えてください</p> <p>新病院に必要とされる規模及び機能についての調査・分析を行うことになっています。既に新病院整備基本計画（第1期）にて実施されている内容と推察します。これは、その後の環境変化を加味し新病院整備基本計画（第1期）報告書の内容を見直すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務は、「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」の内容を見直すことを目的として実施するものではなく、その内容を踏まえつつも、あくまで、新病院のあり方をゼロベースで検討するために行うものです。したがって、ご指摘の「基本計画（第2期）」あるいは「第1期の計画の続きの業務」という位置づけではありません。</p> <p>また、新病院の規模及び機能の検討にあたっては、「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」における分析の観点や分析手法を必ずしも踏襲する必要はありません。</p>
1 1	収支シミュレーションについて（仕様書）	収支シミュレーションについては、基本設計開始時以降のシミュレーション作成を行うという理解でよろしいでしょうか。	新病院の運営における収支シミュレーションを行ってください。
1 2	収支シミュレーションについて（仕様書）	収支シミュレーションの設定にあたっての建築費等は基本計画において設定済みという理解でよろしいでしょうか。	事前の設定はありませんので、本業務において、適切な与条件のもとで設定してください。
1 3	データの提供について（仕様書）	外部環境等の分析に当たり、業務開始後に地域内のレセプトデータ等を提供いただくことは可能でしょうか。	当院及び箕面市が保有するデータは提供可能です。

項番	業務名又は項目	質問事項	回答
14	オンラインミーティングについて（仕様書）	オンラインミーティングも応相談と記載がございますが、使用するソフトウェア等に指定や制限等がございますでしょうか。	特にありませんが、当院の端末の環境に適合しない場合は除きます。
15	報告書の製本について（仕様書）	報告書の製本は、どのような仕様を想定されているか、もし目安があればお示しいただくことはできませんでしょうか。	特にありませんが、箕面市新市立病院整備審議会での配布等を想定しているため、一定の耐久性は必要です。
16	秘密保持義務の期間について（業務委託契約書）	第26条（秘密の保持等）1項において、「又この秘密保持等の義務は、この契約終了後も継続するものとする。」とあるが秘密保持の義務の期間を限定することは可能であるのか。（例えば、秘密保持期間を3年間など。※もし貴院で指定できる期間があればそれもお知らせ下さい。）	秘密保持の義務の期間を限定することは可能です。当院・落札者双方の協議により、例えば、業務委託契約書第26条第1項の「この秘密保持等の義務は、この契約終了後も継続するものとする。」を「この秘密保持等の義務は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他法令に定めのあるもののほか、契約締結日から3年間継続するものとする。」などと修正の上、契約締結することを想定しています。
17	受託金額の記載について（様式10）	金額につきまして、守秘義務の観点から、記載しないことは認めていただけますでしょうか。	認めます。
18	有効な国家資格等について（様式11）	「有効な国家資格等」とは「日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタント」（国家資格ではありません）以外の資格も認められるという理解でよろしいでしょうか。	資料2「提案書に関する評価項目一覧」に示すとおり、「日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタント」の資格の有無を評価します。
19	作業計画とフロー工程について（様式13・19について）	様式13の作業計画と様式19のフロー工程の説明資料は重複するものでも問題ないでしょうか。それとも別の定義のものになるでしょうか。	重複しても問題ありません。
20	提案書の枚数制限について（様式19・20）	様式19と20について、別紙で作成する提案書の枚数制限はありますか？	制限はありませんが、見やすさ、わかりやすさに留意し、審査に支障が生じないようご配慮ください。